

姫路医療センター 院外処方箋に係る事前同意プロトコル Ver3.0

姫路医療センター

- I：目的 (1) 院外処方箋における患者の利便性を向上させる
(2) 処方医への形式的な疑義照会に係る業務量を軽減させる

■処方箋による調剤：薬剤師法第23条の2

薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

II：プロトコル内容

姫路医療センターと合意書を締結した保険薬局において、以下の(1)～(3)を条件に、事前に薬剤師法第23条の2に規定する医師の同意を得たものとみなし、変更調剤を可能とする。

- (1) 患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得た上で実施し、同意の記録を残すこと
- (2) 麻薬と抗悪性腫瘍薬は事前同意対象から除くこと
- (3) 以下1)～9)の内容に限ること

但し、個々の薬剤師が処方医への疑義照会が必要と判断した場合は、この限りでない。また、疑義照会については、原則、病院代表(079-225-3211)に電話し、直接処方医に照会すること。

- 1) 一包化調剤への変更（患者希望やアドヒアランス等の理由による）
但し、血糖降下薬及び緩下剤に関して、特に一包化に関する指示がない場合は、一包化対象薬から除外すること。
- 2) 内用薬の同一成分への銘柄変更（変更不可の処方を除く）
例) グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg

後発医薬品の供給不足について

後発医薬品の供給不足により、保険薬局より先発品への変更等の方法で全国的に対処している現状があり、当院でもこの件に関する疑義照会は増加し続けている。この状況を鑑み、後発医薬品の供給不足により入手できない場合の先発医薬品への変更に関する疑義照会は不要とする。ただし、供給不足とは関係なく保険薬局側の在庫状況都合による変更はこれに該当せず、疑義照会にも値しないことに留意すること。

- 3) 配合剤への変更
服薬歴のある配合剤が、単剤の組み合わせ（同一成分および同一含量）に変更されたと判断でき、患者が希望した時に元の配合剤へ変更すること。（薬歴等に基づき、姫路医療センターへの入院による変更が明らかな場合に限る。）
例) (薬歴上) テラムロ配合錠 AP 1錠
(今回処方)テルミサルタン錠 20 mg 2錠
アムロジピン OD錠 2.5 mg 2錠 → テラムロ配合錠 AP 1錠
- 4) 内用薬の剤形の変更
 - ① 錠剤・カプセル → 散剤 への変更
例) セルベックスカプセル 50mg → セルベックス細粒 10%0.5g/包
 - ② 錠剤・カプセル → カプセル・錠剤・OD錠 への変更

例) リリカカプセル 75mg → リリカ OD錠 75mg

(OD錠から錠・カプセルへの変更は不可)

③ 散剤 → OD錠 への変更

(散剤から錠剤、カプセルへの変更は不可)

5) 内用薬の別規格製剤がある場合の処方規格の変更

但し、適応症が変わる場合を除く

例) 5mg錠 1回2錠 → 10mg錠 1回1錠

10mg錠 1回0.5錠 → 5mg錠 1回1錠

6) 用法が承認内容と異なる場合で疑義照会を省略できるもの

(以下に記載した先発医薬品とその後発医薬品、及び漢方エキス製剤についてのみ有効とする。)

① メトクロプラミド錠/ナウゼリン OD錠の食後用法 (承認内容: 食前)

→処方通り調剤。コメント「〇〇錠はコンプライアンス向上のため食後服用」

② 漢方エキス製剤の食後用法 (承認内容: 食前又は食間)

→処方通り調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」

③ イコサペント酸エチル粒状カプセルの食後用法 (承認内容: 食直後)

→処方通り調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」

④ イトラコナゾール錠/リパクレオンカプセルの食後用法 (承認内容: 食直後)

→食直後に変更したうえで調剤

→但し、一包化調剤の場合は処方通り調剤、コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」、患者には「食後すぐ」に服用するよう説明すること。

⑤ ボグリボース OD錠/グルコバイ錠/グルファスト錠/スターシス錠の食前用法 (承認内容: 食直前)

→食直前に変更したうえで調剤

⑥ シングレア細粒/キプレスチュアブル錠/モンテルカスト錠/ジルテックドライシロップ/ザイザル錠/ザイザルシロップの夕食後用法 (承認内容: 寝る前)

→処方通りに調剤。コメント「〇〇錠はコンプライアンス向上のため夕食後服用」

⑦ テオドール錠/テオドールドライシロップ/オロパタジン塩酸塩 OD錠/ポラプレジンク OD錠/ラニチジン錠の朝夕食後用法 (承認内容: 朝食後及び寝る前)

→処方通りに調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため朝夕食後服用」

⑧ アレンドロン酸錠 35mg/アクトネル錠 17.5mg の朝食前用法 (承認内容: 起床時)

→起床時に変更したうえで調剤

⑨ ゴルピデム酒石酸塩錠の寝る前用法 (承認内容: 就寝直前)

→就寝直前に変更したうえで調剤

⑩ リファンピシシンカプセルの食前投与 (承認内容: 原則として朝食前空腹時投与)

→処方通りに調剤。コメント「〇〇はコンプライアンス向上のため食後服用」

7) 外用剤の用法 (適用回数、適用部位、適用タイミング等) が患者に直接口頭指示されている場合の用法記載の補完

(処方箋上用法指示が空白で、薬歴上又は患者面談上用法が明確な場合に限る。)

例) ロキソプロフェンNa テープ 100mg 3袋 1日1回 → 1日1回、腰

8) 隔日投与や週1回投与などに係る処方日数整合性のための変更

全体の処方日数から、隔日投与や週1回投与などで、処方日数が過剰となっている場合の適正な処方日数への変更。

例) 全体処方日数が14日分の場合で

バクタ配合錠 1回1錠、1日1回、朝食後・隔日 14日分 → 7日分

バクタ配合錠 1回1錠、1日1回、朝食後・月木 14日分 → 4日分

アレンドロン酸錠35mg 1回1錠、1日1回、起床時・金曜日 14日分 → 2日分

9) 残薬調整に係る処方日数の短縮

注意：処方箋の備考欄に「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」にチェックが入っている場合はそれぞれの指示の通り実施し、残薬調整は行わない。

また、処方箋に「残薬調整不要」の指示がある場合、残薬調整は行わない。
(以下の実施条件を満たした場合に限る。削除・追加・日数増は不可)

<実施条件>

- ① 残薬確認は、次回受診日を確認した上で、残薬の現物確認をもって「残薬あり」と判断すること。
- ② 前回処方から継続処方されている薬（屯用処方を除く）で、患者と相談の上、7日間分以内の残薬を「残薬あり」と判断しないこと。
- ③ 変更後の処方日数は、1日分以上の処方日数とし、全削除（0日分）はしないこと。（外用薬やインスリン、インスリン用針など全体量処方の場合は、1個（本、箱など）以上とし、0個（本、箱など）にはしないこと。）
- ④ 残薬が生じた原因について検討し、適切に指導や介入を行うこと。また、その内容を指定の「残薬調整に係る服薬情報提供書（トレーシングレポート）」に記入し、FAX報告すること。必要に応じて提案事項も記入すること。

Ⅲ：姫路医療センターへの報告事項

- (1) 事前同意プロトコルにより変更して調剤した場合は、お薬手帳にその旨を記載し、次回診察時に処方医に見せるよう、患者に伝えること。
- (2) プロトコル内容 1)～9)に関する変更調剤について、「事前同意プロトコル」と記載した上で、変更点について院外処方箋のコピーに追記し、姫路医療センター薬剤部（079-225-3244）へFAXで報告すること。但し、同一内容の繰り返し報告は不要とする。
- (3) プロトコル内容 9) の残薬調整に係る処方日数の変更について、必ず「指定のトレーシングレポート」を使用し、変更内容及び患者の服薬状況等必要事項を記入の上、姫路医療センター薬剤部（079-225-3244）へFAXで報告すること。FAXされた「トレーシングレポート」については処方医に報告し、電子カルテシステムに取り込むこととする。
- (4) 処方医に疑義照会を行い、変更・修正となった場合、当院の医事算定が変わることがあるため、変更・修正となった院外処方箋のコピーに「医事会計宛」と記載した上で、病院代表(079-223-8310)へFAXで報告すること。

なお、FAX送付にあたっては差出人がわかるよう保険薬局名、担当者、電話番号、FAX番号を明記すること。

<附則>

平成 29 年 10 月 14 日 Ver1.0 作成（運用開始日：平成 29 年 11 月 1 日）
令和 元年 10 月 19 日 Ver2.0 作成（運用開始日：令和 元年 11 月 1 日）
令和 元年 12 月 13 日 Ver2.0 改訂（同一成分への銘柄変更の条件変更）
令和 5 年 8 月 18 日 Ver3.0 作成（運用開始日：令和 5 年 11 月 1 日）

(甲用)

院外処方箋に係る事前同意プロトコルに関する合意書

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター（以下「甲」という。）と ○○○○○薬局
○○店（以下「乙」という。）は、甲が発行した院外処方箋に係る薬剤師法第23条の2
の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1) 院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について

姫路医療センター「院外処方箋に係る事前同意プロトコルVer3.0」（令和5年8月18日
作成）の内容に限り、事前に薬剤師法第23条の2に規定する医師の同意が得られたとし
て、処方医への同意の確認を不要とする。

2) プロトコルの内容を変更する場合について

甲と乙が協議の上、文書により変更するものとする。

3) 合意書の締結について

姫路医療センター開催の事前同意プロトコル説明会への参加を条件に、本合意書を締結
するが、新型コロナウイルス感染症の感染の懸念は続いており、院内での人との交流が
まだ規制されていることもあり、説明会の開催は行わず、当該条件は満たしているもの
として取り扱う。

4) 合意書の解除について

甲は乙が本合意書に違反することにより、患者に重大な被害を及ぼしたと認める場合に
は、本合意書を解除することができる。

5) 開始時期について

令和5年11月1日から開始する。

6) 有効期限について

令和7年10月31日までとする。

合意の証として本合意書を二部作成し、それぞれ署名又は記名捺印し各一部を保有する。

以上

令和5年 ●月 ●日

(甲) 所在地：姫路市本町68番地
名称：独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター

代表者氏名：院長 河村 哲治 印

(乙) 所在地：○○○○○○○
名称：△△△△薬局△△店

管理薬剤師： □□ □□ 印

(乙用)

院外処方箋に係る事前同意プロトコルに関する合意書

独立行政法人国立病院機構姫路医療センター（以下「甲」という。）と ○○○○○薬局
○○店（以下「乙」という。）は、甲が発行した院外処方箋に係る薬剤師法第23条の2
の取り扱いについて、下記の通り合意した。

記

1) 院外処方箋に係る処方医への同意確認を不要とする項目について

姫路医療センター「院外処方箋に係る事前同意プロトコルVer3.0」（令和5年8月〇日
作成）の内容に限り、事前に薬剤師法第23条の2に規定する医師の同意が得られたとし
て、処方医への同意の確認を不要とする。

2) プロトコルの内容を変更する場合について

甲と乙が協議の上、文書により変更するものとする。

3) 合意書の締結について

姫路医療センター開催の事前同意プロトコル説明会への参加を条件に、本合意書を締結
するが、新型コロナウイルス感染症の感染の懸念は続いており、院内での人との交流が
まだ規制されていることもあり、説明会の開催は行わず、当該条件は満たしているもの
として取り扱う。

4) 合意書の解除について

甲は乙が本合意書に違反することにより、患者に重大な被害を及ぼしたと認める場合に
は、本合意書を解除することができる。

5) 開始時期について

令和5年11月1日から開始する。

6) 有効期限について

令和7年10月31日までとする。

合意の証として本合意書を二部作成し、それぞれ署名又は記名捺印し各一部を保有する。

以上

令和5年 ●月 ●日

(甲) 所在地：姫路市本町68番地
名称：独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター

代表者氏名：院長 河村 哲治 印

(乙) 所在地：○○○○○○○
名称：△△△△薬局△△店

管理薬剤師： □□ □□ 印